

## II 国際競争力の確保、経営の透明化、新規創業の支援等について

### 3. 参入規制について

(1) 養殖業及び定置網漁業の漁業権は、免許の優先順位が大きく分けて①漁業者・漁協等、②漁業生産組合等、③普通の個人、法人となっている。

- ① 免許の優先順位を設けている理由をご教示願いたい。併せて、普通の個人、法人の優先順位が低くなっている理由も教示願いたい。

(答)

- 1 定置漁業権については、自ら定置漁業を営む者に適格性が認められ、漁協による管理は認めず、知事が優先順位に従い免許することとしている。

その優先順位は、地元漁民の属する世帯が多数参加する地元自営漁協、漁民会社（株式会社を含む）の優先順位が高くなっている。

なお、同一の優先順位の者がいる場合には、知事が地元漁民の経営参加や雇用条件等を勘案して免許することとされている。

定置漁業は一定の海域における地域資源を利用するものであり、沿岸の釣り、はえ縄漁業等と競合する関係にあることから、その免許に当たっては、定置漁業によって操業を制約される地元漁民で構成する漁協等を優先している。

(注) 定置網の設置によって釣り、はえ縄漁業の操業は制約を受ける一方、定置網の近辺で釣り、はえ縄漁業が操業されると定置網漁業は影響を受ける。

- 2 特定区画漁業権については、管理をする漁協が最優先される。その他の場合、地元漁民の属する世帯が多数参加する地元自営漁協、漁民会社（株式会社を含む）が優先順位が高い。なお、同一の優先順位の者がいる場合には、知事が地元漁民の経営参加や雇用条件等を勘案して免許することとしている。

特定区画漁業権は一定の海域における地域資源を利用するものであり、限られた水面を総合的に利用する必要があることから、資源や地域の状況に精通している地元漁民で構成する漁協等に優先的に免許が与えられている。

○ 特定区画漁業権及び定置漁業権の免許の優先順位

(1) 特定区画漁業権

第1順位

自営しない漁協

第2順位

ア 地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁協

イ 地元漁民が組合員、社員又は株主となっている法人

(株式会社にあつては定款に株式の譲渡に取締役会の承認を要する旨の定めのあるもの。)

ウ アの漁協又はイの法人が組合員・社員又は株主となっている法人

第3順位

地元漁民7人以上が組合員・社員又は株主となっている法人

第4順位

その他の者

(2) 定置漁業権

第1順位

ア 地元地区の全部又は一部をその地区内に含む漁協

イ 地元漁民が組合員、社員又は株主となっている法人

(株式会社にあつては定款に株式の譲渡に取締役会の承認を要する旨の定めのあるもの。)

ウ アの漁協又はイの法人が組合員・社員又は株主となっている法人

第2順位

地元漁民7人以上が組合員・社員又は株主となっている法人

第3順位

その他の者

# 漁業権について

- 漁業権の保有形態別免許件数(平成17年)  
 (※ 異なる保有形態による共有等の免許件数)

① 定置漁業権

個人	有限会社	株式会社	漁協	その他※	合計
1,107 (57%)	330 (17%)	61 (3%)	185 (9%)	286 (14%)	1,969 (100%)

② 区画漁業権(築堤式、網仕切式、真珠等)

個人	有限会社	株式会社	漁協	その他※	合計
408 (27%)	355 (23%)	298 (19%)	85 (6%)	387 (25%)	1,533 (100%)

③ 特定区画漁業権(ひび建、藻類、垂下式、小割式、地まき貝類)

漁協管理	自営				小計	合計
	個人	有限会社	株式会社	漁協		
7,551 (98%)	33	41	34	38	153 (2%)	7,704 (100%)

定置網漁業



築堤式養殖業



網仕切式養殖業



ひび建養殖業



藻類養殖業



垂下式養殖業



小割式養殖業



地まき貝類養殖業



## ○ 特定区画漁業権への新規参入の例

大手企業は各々子会社を設立して、当該子会社が特定区画漁業権の免許を受けている漁協の正又は准組合員となった上で、当該漁協が制定した漁業権行使規則に基づき養殖を実施している。

会社名	N社(クロマグロ養殖) (大手A系)	S社(ブリ養殖) (外資系)
地域名 (漁協名)	高知県S市 (S漁協)	大分県S市 (O漁協)
参入方式	准組合員として参入後、 正組合員となる	准組合員として参入

会社名	N社(クロマグロ養殖) (大手B系)	K社(クロマグロ養殖、トラフグ養殖) (中小系)
地域名 (漁協名)	鹿児島県S町 (S漁協)	長崎県I市 (I漁協)
参入方式	准組合員として参入	准組合員として参入後、 正組合員となる

## II 国際競争力の確保、経営の透明化、新規創業の支援等について

### 3. 参入規制について

(1) 養殖業及び定置網漁業の漁業権は、免許の優先順位が大きく分けて①漁業者・漁協等、②漁業生産組合等、③普通の個人、法人となっている。

② 養殖業及び定置網漁業の漁業権の行使状況がオープンに情報開示されているか、教示願いたい。

(答)

- 1 漁業権は物権とみなされることから、土地に関する規定が準用され、養殖業及び定置網漁業の漁業権の設定等についても、当該漁業権の免許権限を有する各都道府県等の免許漁業原簿に登録することとされている（漁業法第50条第1項）。
- 2 また、政令の規定により、何人も、免許漁業原簿の謄本等の交付及び閲覧の請求を行うことができることとされている（漁業登録令第10条第1項）。
- 3 なお、漁業権の免許を受けた者による行使状況の実態については、
  - ① 各事業者が受けた漁業権の免許が相続された場合や、休業による漁業権の取消しがあった場合等には、その都度免許漁業原簿に登録がなされている。
  - ② また、養殖業に関し、免許を受けた漁協等が組合員に当該漁業権の内容たる漁業を営ませる場合（特定区画漁業権）にあつては、当該漁協等の組合員による行使の実態までを情報開示する制度はないが、養殖業への新規参入や効率的な生産体制の移行を促進するため、平成20年度予算の概算要求において、養殖漁場利用に関するデータベースの構築を要求しているところである。

(参考)

## 漁業法

(昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十七号)

最終改正：平成一九年六月六日法律第七七号

第五十条 漁業権、これを目的とする先取特権、抵当権及び入漁権の設定、保存、移転、変更、消滅及び処分の特権並びに第三十九条第一項又は第二項の規定による漁業権の行使の停止及びその解除は、免許漁業原簿に登録する。

2 前項の登録は、登記に代るものとする。

3 免許漁業原簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

4 免許漁業原簿に登録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項 に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章 の規定は、適用しない。

5 前各項に規定するもののほか、登録に関して必要な規定は、政令で定める。

## 漁業登録令

(昭和二十六年九月一日政令第二百九十二号)

最終改正：平成一九年八月三日政令第二三三号

第十条 何人も、免許漁業原簿の謄本若しくは抄本の交付又は免許漁業原簿若しくはその附属書類の閲覧を請求することができる。

2 何人も、農林水産省令で定めるところにより、送付に要する費用を納付して、免許漁業原簿の謄本又は抄本の送付を請求することができる。

3 免許漁業原簿の附属書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

1 免許漁業原簿の附属書類に登録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項 に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章 の規定は、適用しない。

## II 国際競争力の確保、経営の透明化、新規創業の支援等について

### 3. 参入規制について

(1) 養殖業及び定置網漁業の漁業権は、免許の優先順位が大きく分けて①漁業者・漁協等、②漁業生産組合等、③普通の個人、法人となっている。

③ 漁業権の設定を受けようとする者が免許を受けるまでのプロセスを教示願いたい。併せて、議事録等の公開によりこのプロセスが透明性のあるものとなっているか、教示願いたい。

(答)

1 漁業権は、全て行政庁の免許たる行政行為によって設定される権利であり、その他の原因により漁業権を原始取得することができない。

そのため、漁業権の免許プロセスについて、漁業法上、

① 漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事等が行う漁場計画の公示を受け、都道府県知事等に対し免許を申請する、

② 都道府県知事等は、当該免許に関し海区漁業調整委員会へ諮問する、

③ 都道府県知事等は、海区漁業調整委員会からの答申を受け、申請者の適格性や優先順位等の審査を行い、免許又は不免許を決定する、旨規定されている。

2 また、海区漁業調整委員会の会議は、公開の上、議事録を作成しこれを縦覧に供しなければならない。(漁業法第101条第3項及び第4項)

(参考1)

漁業法

(昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十七号)

最終改正：平成一九年六月六日法律第七七号

第百一条 海区漁業調整委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

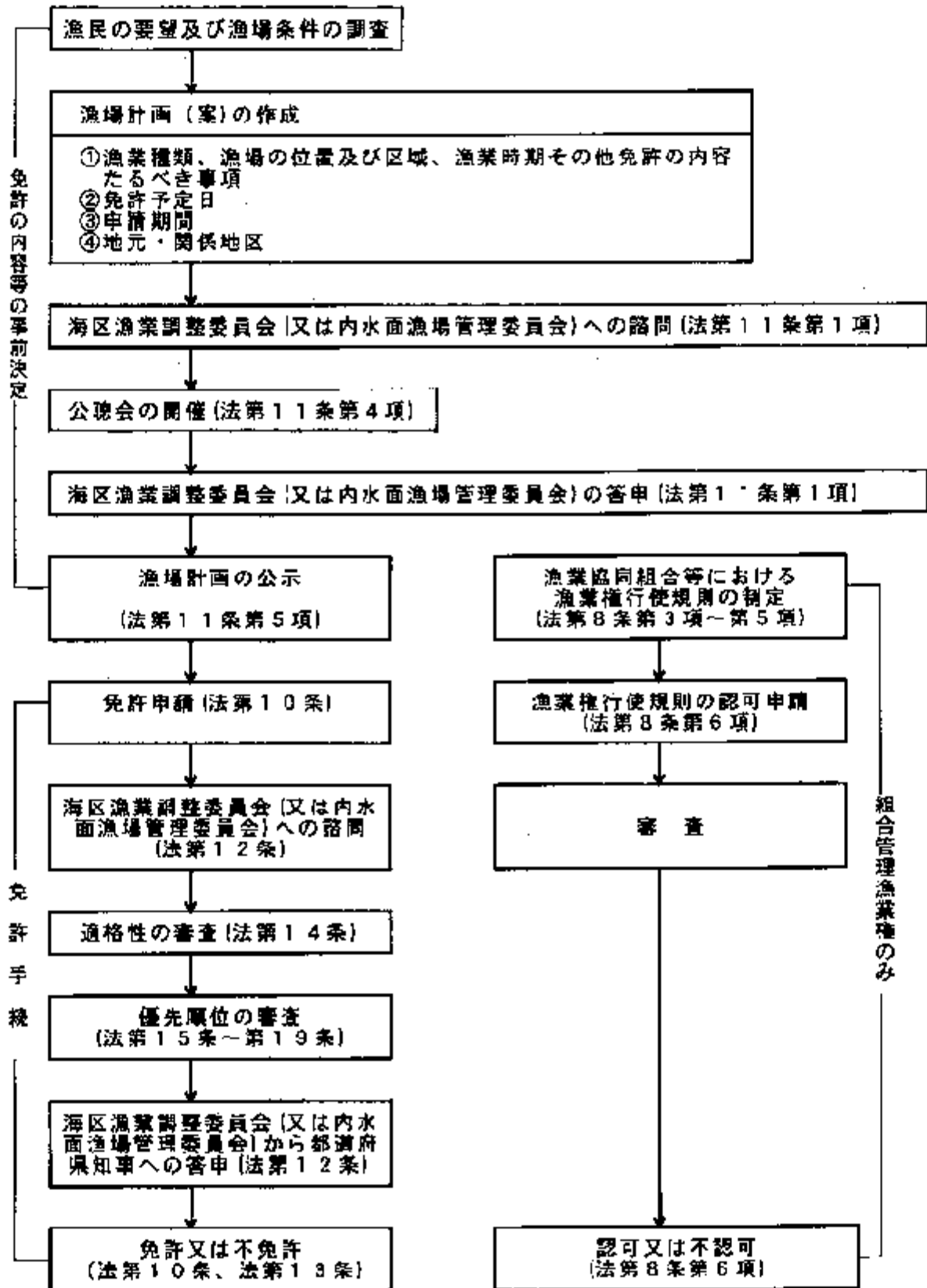
2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。

4 会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。



### 漁業権の免許設定までの流れ



## II 国際競争力の確保、経営の透明化、新規創業の支援等について

### 3. 参入規制について

(1) 養殖業及び定置網漁業の漁業権は、免許の優先順位が大きく分けて①漁業者・漁協等、②漁業生産組合等、③普通の個人、法人となっている。

④ 漁業調整委員会の構成員割合及び選定方法について、教示願いたい。

(答)

1 漁業調整委員会には、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会がある(\*)。

(\*) 海区漁業調整委員会は、海面につき農林水産大臣が定める海区に設置される。(平成19年10月現在、計64海区に設置。)

連合海区漁業調整委員会は、複数の海区の区域を合した海区に設置される。(平成19年3月末現在、計44海区に設置。)

広域漁業調整委員会は、太平洋、日本海・九州西海域及び瀬戸内海に設置される。

2 各漁業調整委員会の構成員及びその選定方法について、

① 海区漁業調整委員会は、原則として15人の委員によって構成され、うち9人は選挙選出の漁民委員、6名は都道府県知事の選任による学識経験委員及び公益代表委員となる。

② 連合海区漁業調整委員会は、各海区漁業調整委員会の委員の中から選出される各同数の委員により構成される。

③ 広域漁業調整委員会は、各海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した代表者各1人、農林水産大臣が選任した学識経験委員3人並びに太平洋及び日本海・九州西広域漁業調整委員会においては農林水産大臣が選任した者7人で構成される。

(参考)

## 漁業法

(昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十七号)  
最終改正：平成一九年六月六日法律第七七号

**第八十二条** 漁業調整委員会は、海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び広域漁業調整委員会とする。

2 海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に、連合海区漁業調整委員会はその設置された海区を管轄する都道府県知事の監督に、広域漁業調整委員会は農林水産大臣の監督に属する。

**第八十五条** 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。但し、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が第三項第二号の委員の中からこれを選任する。

3 委員は、左に掲げる者をもつて充てる。

一 次条の規定により選挙権を有する者が同条の規定により被選挙権を有する者につき選挙した者九人（農林水産大臣が指定する海区に設置される海区漁業調整委員会にあつては、六人）

二 学識経験がある者の中から都道府県知事が選任した者四人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、三人）及び海区内の公益を代表すると認められる者の中から都道府県知事が選任した者二人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、一人）

（4～6 省略）

**第一百六条** 連合海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、その海区の区域内に設置された各海区漁業調整委員会の委員の中からその定めるところにより選出された各同数の委員をもつて充てる。但し、海区漁業調整委員会の数が第三項の規定による委員の定数をこえる場合にあつては、各海区漁業調整委員会の委員の中から一人を選出し、その者が互選した者をもつて充てる。

（3～8 省略）

**第一百一十一条** 広域漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 太平洋広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者各一人

二 太平洋の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人

三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

3 日本海・九州西広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 日本海・九州西海域の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が道府県ごとに互選した者各一人

二 日本海・九州西海域の区域内において漁業を営む者の中から農林水産大臣が選任した者七人

三 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

4 瀬戸内海広域漁業調整委員会の委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 瀬戸内海の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が府県ごとに互選した者各一人

二 学識経験がある者の中から農林水産大臣が選任した者三人

## II 国際競争力の確保等

### 3. 参入規制について

(1) 養殖業及び定置網漁業の漁業権は、免許の優先順位が大きく分けて①漁業者・漁協等、②漁業生産組合等、③普通の個人、法人となっている。

⑤ 漁業協同組合員の資格要件となっている従業員数や漁船規模などの見直しを行い、漁業振興に貢献する能力と意欲を有する者にも組合員資格を与えることによって、漁協などへの投資や技術移転が促進されると考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 漁協は、中小零細な漁民（漁業を営む個人等）の経済的社会的地位の向上等を図るための活動を行う協同組織であり、その行う事業により、漁民を中心とした組合員のために直接の奉仕をすることを目的としているものである。
- 2 漁協の組合員資格について、漁協への投資や技術移転の促進のためにその要件を見直すべきとの考え方については、漁協は、相互扶助の精神に基づき、1の目的を達成するための協同組織であることから適切ではないと考えている。なお、実際には、大手水産会社が、従業員300人未満の子会社を現地に設立し、地元漁協の組合員として円滑に事業を行っている例が各地で見られるところである。

## II 国際競争力の確保、経営の透明化、新規創業の支援等について

### 3. 参入規制について

(1) 養殖業及び定置網漁業の漁業権は、免許の優先順位が大きく分けて①漁業者・漁協等、②漁業生産組合等、③普通の個人、法人となっている。

- ⑥ 現在、経営体数及び就業者数が一貫して減少し、また、就業者の高齢化も進んでおり、後継者不足に直面している状況にある。このような危機的状況から脱し、生産性の大幅な向上と産業としての競争力を回復・強化していくためには、免許の優先順位を廃止するなどの競争環境を整備し、個人、法人を問わず漁業に意欲のある者などの操業や参入を積極的に促していくべきと考えるが見解を伺いたい。

(答)

1 養殖業や定置漁業のような漁業権に基づく沿岸漁業への新規参入については、

- ① 漁協への組合員としての参加
- ② 地元漁業者と共同経営すること

等多様な途が開かれており、これまでも各地域で新規参入が行われているところである。

特定区画漁業権のような組合管理漁業権については、漁協自身は漁業を営まず、漁業を営む者は漁協の定める漁業権行使規則に定められた資格を有する組合員である。漁協は漁場や資源の管理に当たる。

2 もとより、漁業を営むに当たっては、自然の恵みである水産資源を持続的に利用することが不可欠である。

このため、新規参入に当たっても、

- ① 水産資源の収奪的、枯渴的な利用を招くことがないよう適切な資源管理が行われること
- ② 限られた水面が、多種多様な漁業者によって総合的に利用されること

という観点から、十分な調整を図ることが必要である。

3 このようなことから、養殖業や定置漁業については、漁業権の免許に当たって優先順位を設けているところであり、参入規制を撤廃し、株式会社等の新規参入者に広く付与する仕組みとすることは、

- ① 地先水面の環境や生態系について精通した地元漁業者の主体性を重んじた資源管理活動の仕組みが損なわれ、水産資源の持続的利用

が確保できなくなる。

② 短期的な投資と収益性重視の運営によって水産資源の収奪的、枯渇的な利用を招きかねない。

③ 漁業法が目的とする、漁業調整を円滑に行いつつ、水面を総合的に利用することによって水産資源の持続的な利用を確保することに反する

おそれがあると思料される。

4 また、沿岸漁業については、日本は地先の様々な漁業に対応するため漁業権制度により海域として管理しているのに対し、諸外国は、個別の許可制により個々の漁業・資源毎に管理を行っているという違いはあるものの、一定の参入規制を行っている点は同様である。

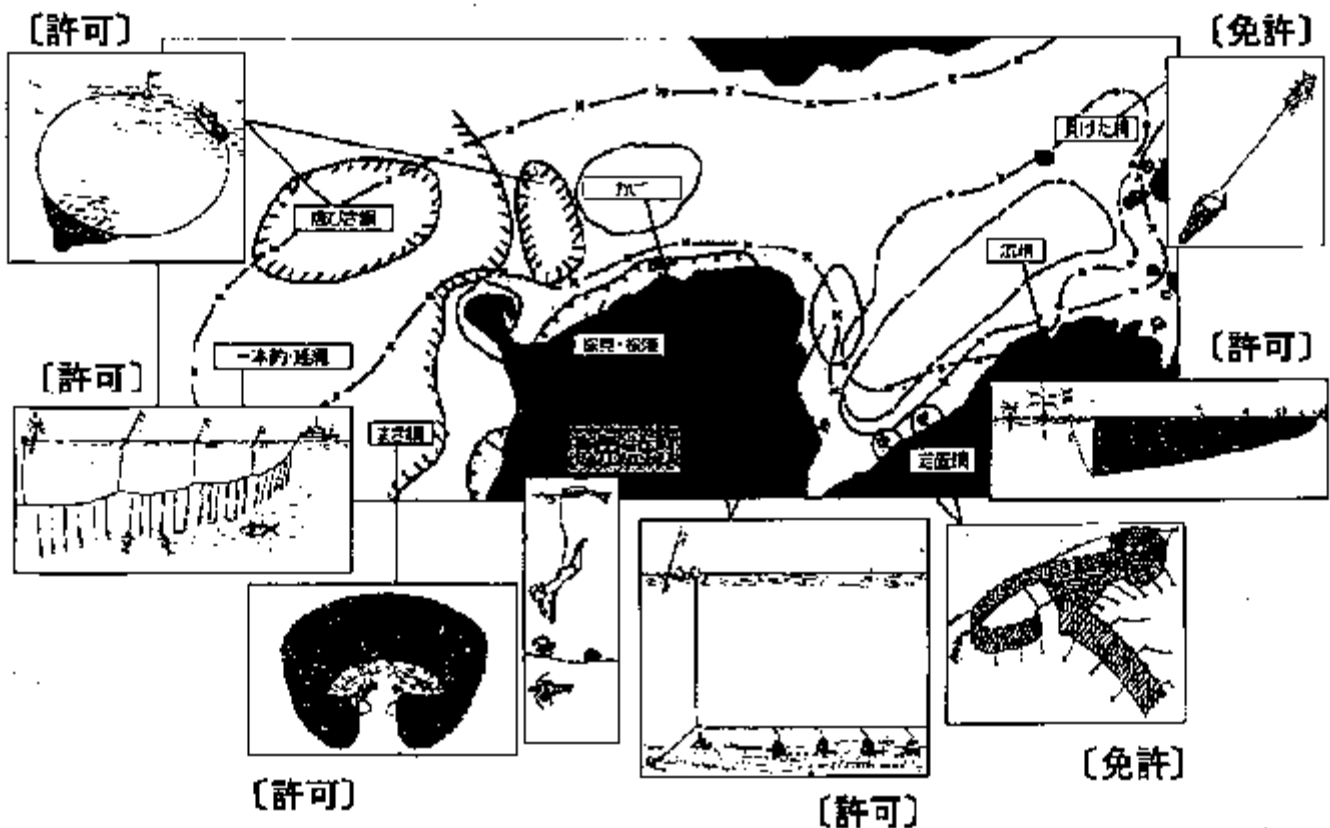
## 漁業管理制度について

### (1) 漁業管理制度の必要性

1 水産資源は海洋や河川などの水中の生態系を構成する生物(「生態系の構成要素」)であり、自然の力による再生が可能であるものの、その許容限度を超えた利用を行った場合には、枯渇するおそれのある資源である。このため、全く自由に漁業が行えることとした場合には、資源の枯渇を招くことになってしまう。

また、漁業は大小様々な規模のものが存在し、様々な漁具、漁法による捕獲や養殖が輻輳して行われることから、これらを自由に放置しておくと、漁業紛争が起きて、収集がつかなくなり、漁業という産業が全く成り立たなくなる。

2 このため、①水産資源の持続的利用及び②漁業調整の観点から漁業管理を行う制度が必要。





# 漁業管理制度について

## (2) 我が国の漁業管理制度の仕組み及び基本的考え方

我が国においては、漁獲努力量(隻数、トン数)等のインプットコントロール、漁獲サイズ等のテクニカルコントロールと漁獲量の割当によるアウトプットコントロールを併用して漁業・資源管理を行うとともに、関係漁業者による話し合いの積み上げを基に資源回復計画を作成し、これに基づく取組を総合的に推進しているところ。

	インプットコントロール		テクニカルコントロール				アウトプットコントロール
	漁具・漁法	漁獲努力量 (隻数、トン数)	漁獲サイズ		漁期漁場		漁獲可能量 (TAC)
			網目規制	体長制限 (再放流)	漁期規制	漁場規制	
法制度	<b>漁業法</b> 漁業許可制度 漁業権制度 漁業調整委員会指示 漁業権行使規則		<b>漁船法</b> 漁船の建造調整 登録				海洋生物資源の保存 及び管理に関する法律(TAC法)



関係漁業者の合意に基づく取組
<b>資源回復計画</b> 緊急に回復させる必要のある資源を対象に、 ①減船、休漁等の漁獲努力量削減 ②種苗放流等による資源の積極的培養 ③漁場環境の保全等の取組 を総合的に推進

海洋に関する国際連合条約
① 排他的経済水域の設定: 沿岸国は200海里内において排他的経済水域(EEZ)を設定することができる。(沿岸国の権利)  ② 生物資源の保存: 沿岸国には、排他的経済水域における漁獲可能量(TAC)を決定し、生物資源の保存及び管理に関する措置を講じなければならない。(沿岸国の義務)

# 漁業管理制度について

## (3) 漁業許可制度及び漁業権制度の概要

沿岸漁業 — 資源管理の必要性や限られた水面を総合的に利用する必要があることから、都道府県知事等の免許又は許可を受けることが必要。

養殖漁業 —

### (1) 漁業権

- ①定置漁業権(定置網漁業の中で大型のもの(身網の設置水深が27m以上(一部例外除く))を営む権利)
- ②区画漁業権(一定の区画内において養殖業を営む権利)
- ③共同漁業権(一定の水面を共同を利用して小規模漁業を営む権利)

### (2) 知事許可漁業(刺し網漁業等)

沖合・遠洋漁業 — 資源管理の観点から漁獲努力量(漁船の隻数・トン数等)を一定の水準にコントロールする必要があることから、大臣又は知事の許可(又は承認)を受けることが必要。

## ○ 漁業権の保有形態別免許件数(平成17年) (※ 異なる保有形態による共有等の免許件数)

### ①定置漁業権

個人	有限会社	株式会社	漁協	その他※	合計
1,107 (57%)	338 (17%)	81 (3%)	185 (9%)	265 (14%)	1,958 (100%)

### ②区画漁業権(築堤式、網仕切式、真珠等)

個人	有限会社	株式会社	漁協	その他※	合計
408 (21%)	355 (23%)	298 (19%)	85 (6%)	387 (25%)	1,533 (100%)

### ③特定区画漁業権(ひび建、藻類、垂下式、ハ割式、地まき貝類)

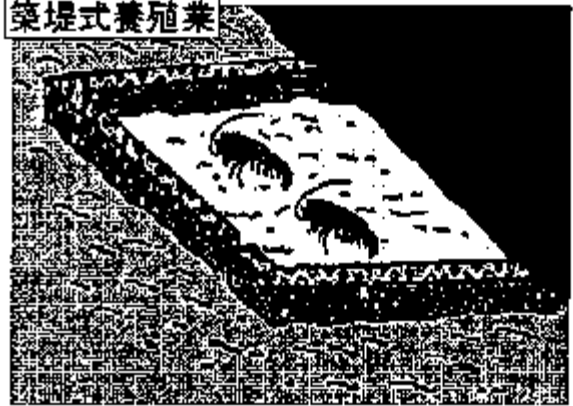
漁協管理	自営					小計	合計
	個人	有限会社	株式会社	漁協	その他※		
7,551 (98%)	33	41	34	36	7	153 (2%)	7,704 (100%)

# 漁業管理制度について

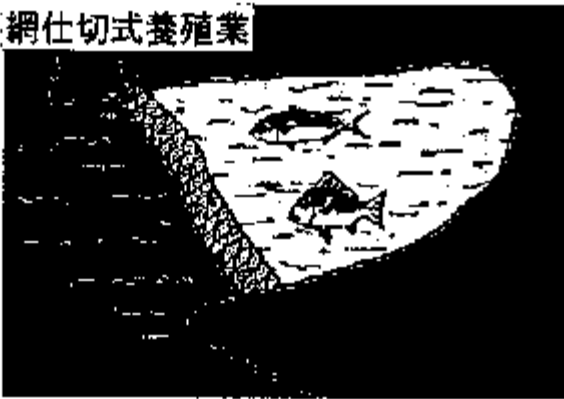
定置網漁業



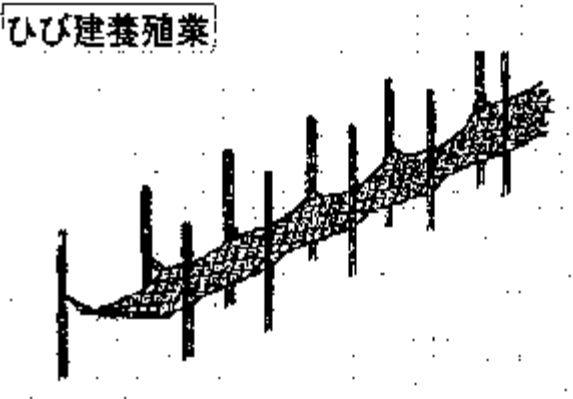
築堤式養殖業



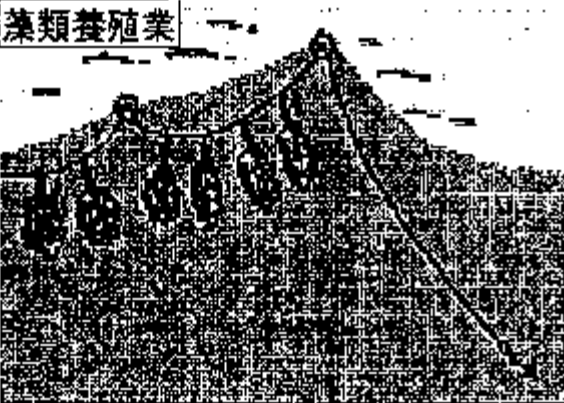
網仕切式養殖業



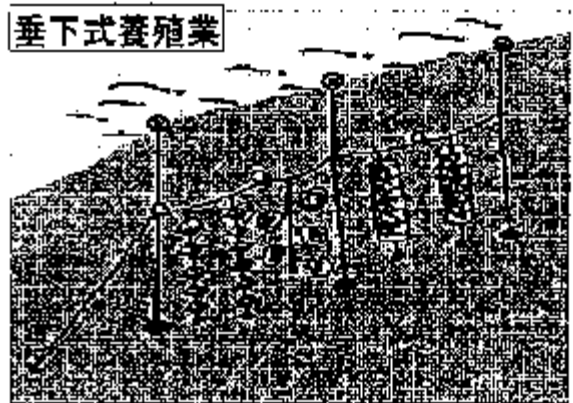
ひび建養殖業



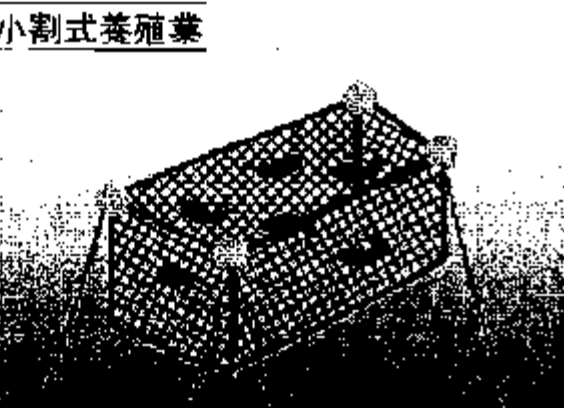
藻類養殖業



垂下式養殖業



小割式養殖業



地まき貝類養殖業



## 漁業管理制度について

### ○ 我が国の沿岸漁業において漁業権制度がとられ、許可制度がとられていない理由

漁業者数が膨大(約19万人)であり、また、多種多様な漁業(約350種類に及ぶ魚種を多様な漁法により漁獲)が営まれていることから、漁業者毎に個別に許可を与えることとした場合には、膨大な許可件数となるとともに、各地域の事情に応じた各種の漁業調整や資源管理を行政が直接行うこととなる等の多大な公的管理コストが必要となる。

このため、漁業者の組織する漁協に漁業権として免許し、各種の漁業調整や資源管理を地域の実情に通じている漁協が行うとの自主的な管理に委ねたものである。

### ○ 平成20年漁業権切替に向けた基本的考え方

平成20年9月に予定されている定置網漁業権及び特定区画漁業権に関しては、以下の点に留意して行うべきことを都道府県に対し助言。

- ① 都道府県知事が漁場計画を策定するに当たっては、関係者からの要望聴取、沖合域を含めての漁場条件調査を徹底的に行い、適正かつ合理的な漁場計画とすること。
- ② 漁業権の免許の適格性審査を十分行うこと。
- ③ 漁業権行使料の徴収に関する透明性の向上を図ること。

## II 国際競争力の確保、経営の効率化、新規創業の支援等について

### 3. 参入規制について

(2) 漁船漁業は基本的に、大きく分けて、沖合・遠洋漁業については大臣許可、沿岸漁業については知事許可となっている。

- ① 大臣許可、知事許可それぞれについて、許可隻数の算定根拠及び決定プロセスを教示願いたい。併せて、議事録等の公開によりこの根拠及びプロセスが透明性のあるものとなっているか、教示願いたい。

(答)

1 大臣許可漁業たる指定漁業については、漁業法上、

- ① 農林水産大臣が指定漁業の漁業種類ごとに許可の総隻数を公示し、  
② その隻数の枠内で漁業者の申請に基づき許可するという仕組みをとっている。

この公示を行うに当たっては、あらかじめ、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、かつ、当該指定漁業を営む者の数、経営その他の事情を勘案して、許認可隻数等を定めることとしている（漁業法第58条第1項）。

また、公示すべき事項を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴くこととなっており、当該審議会の議事録等の公開により、この根拠及びプロセスは透明性のあるものとなっている（漁業法第58条第3項）。

2 知事許可漁業については、都道府県漁業調整規則の規定により、

- ① 都道府県知事が漁業種類ごとに許可の最大限度（定数）を公示し、  
② その定数の枠内で漁業者の申請に基づき許可するという仕組みをとっていると承知している。

この公示を行うに当たっては、あらかじめ、水産資源の繁殖保護又は漁業調整等の事情を勘案して、定数を定めることしていると承知している。

また、公示すべき事項を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととっていると承知しており、当該委員会の会議の公開及び議事録の縦覧により、この根拠及びプロセスは透明性のあるものとなっている（漁業法第101条第3項及び第4項）。

(参考)

◎漁業法 (抄)

(昭和二十四年十二月十五日)

(法律第一百六十七号)

(公示)

第五十八条 農林水産大臣は、指定漁業の許可又は起業の認可をする場合には、第五十五条第一項及び第五十九条の規定による場合を除き、当該指定漁業につき、あらかじめ、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整その他公益に支障を及ぼさない範囲内において、かつ、当該指定漁業を営む者の数、経営その他の事情を勘案して、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別の隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数(母船式漁業にあつては、母船の総トン数別の隻数又は総トン数別及び操業区域別若しくは操業期間別の隻数並びに各母船と同一の船団に属する独航船等の種類別及び総トン数別の隻数)並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定め、これを公示しなければならない。

2 (略)

3 農林水産大臣は、第一項の規定により公示すべき事項を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。ただし、前項の農林水産省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

(委員会の会議)

第一百条 海区漁業調整委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 (略)

3 海区漁業調整委員会の会議は、公開する。

4 会長は、議事録を作成し、これを縦覧に供しなければならない。

## II 国際競争力の確保、経営の効率化、新規創業の支援等について

### 3. 参入規制について

(2) 漁船漁業は基本的に、大きく分けて、沖合・遠洋漁業については大臣許可、沿岸漁業については知事許可となっている。

② 大臣許可、知事許可を得た船舶が漁業を営まなくなり、新たに許可を受けることが可能な船舶が生じた場合、それがオープンに情報開示されているか、教示願いたい。

(答)

- 1 大臣許可漁業たる指定漁業については、漁業法上、
  - ① 許可を受けた者から、許可船舶の使用権を取得し、新たに許可の申請を行う方法による参入（許可の承継）
  - ② 許可を受けた法人と合併することにより、その地位を承継する方法による参入（法人の合併）
  - ③ 資源に余裕がある場合には、追加公示により許可隻数が増隻されることによる参入機会の付与等があり、③の追加公示に当たっては、水産政策審議会で審議された上、その議事録等は公開されている。
- 2 知事許可漁業についても、大臣許可漁業に準じて都道府県漁業調整規則において規定されていると承知している。

○ 承継許可隻数の推移

年	平成 13年	14	15	16	17	18
漁業種類						
沖合底びき網漁業	16	16	18	16	28	29
大中型まき網漁業	23	30	12	8	18	9
遠洋かつお・まぐろ漁業	20	23	20	64	30	43
近海かつお・まぐろ漁業	14	17	31	18	18	16
北太平洋さんま漁業	-	0	44	15	21	13
いか釣り漁業	-	3	7	16	18	13

(参考1)



### ○ 建設関係企業による新規参入事例

土木・道路舗装のカネス杉澤事務所(北海道函館市)が漁労会社「天海」を設立。道東の漁業会社から漁船を購入し、既存の漁業許可を承継して中型イカ釣漁業に参入。

みなと新聞(H17.5.16)

# 土木業が中型イカ釣参入

## 函館のカネス杉澤事業所

【函館】土木・道路舗装のカネス杉澤事務所(北海道函館市、杉澤建設社)は今年から中型イカ釣漁業に新規参入する。8月15日、漁労会社「天海」(杉澤社長)を設立し、道東の漁業会社から多くの漁船を購入。既存の漁業許可を承継し、「自分も出漁したい」と杉澤社長。「漁業以外の業種から中型イカ釣への新規参入初めて」(徳井孝花)北海道建設新聞記者。

同社は土木・道路舗装後にグループで建設業が中心となり、建設業から漁業への参入を志す。杉澤社長は「天海」の参入は「自分も出漁したい」と杉澤社長。既存の漁業許可を承継して中型イカ釣漁業に参入。

用を兼ね、約6000万円の費用がかかる。杉澤建設は建設が得意とされており、新参分野として参入を志す。杉澤社長は「自分も出漁したい」と杉澤社長。既存の漁業許可を承継して中型イカ釣への新規参入初めて。徳井孝花北海道建設新聞記者。

北海道の中型イカ釣は日増しに減少傾向にあり、漁船の確保が課題。杉澤建設は「自分も出漁したい」と杉澤社長。既存の漁業許可を承継して中型イカ釣への新規参入初めて。徳井孝花北海道建設新聞記者。